おくやみ手続きハンドブック

沼田市

　このハンドブックは、株式会社鎌倉新書との官民協働事業として作成しました。広告の募集については、協定に基づき株式会社鎌倉新書の裁量により募集いただいたものです。

　関係者の皆さまのご協力により、市の財源負担なく作成できましたことを、深く感謝申し上げます。

発　　行　沼田市市民部市民課
　　住所　〒378−8501
　　群馬県沼田市下之町888番地（テラス沼田3階）
　　TEL　0278−23−2111（代表）
編集・制作　株式会社鎌倉新書
発 行 年　2024年4月作成

おくやみ手続きナビ利用案内
スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで
必要な手続きが確認ができるおくやみ手続きナビも
ぜひご利用ください。
https://www.okuyaminavi.net/municipalities/10206

おくやみ手続きハンドブックをご覧の方へ

大切な方とのお別れは、いつ起こるかわかりません。悲しみの中でもさまざまな手続きが必要となります。沼田市では、ご遺族の方がしなければならない市役所関係の手続きと、一般的な市役所以外の手続きについて、ハンドブックを作成いたしました。ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

既に悲しみの中にあるご遺族の方には、大切なご家族のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

沼田市役所　０２７８－２３－２１１１（代表）

もくじ

1．死亡届について …… p.3
2．戸籍について …… p.4
3．住民票について …… p.4
4．印鑑登録について …… p.5
5．マイナンバーカード・通知カードについて …… p.5
6．年金の手続きについて …… p.6
7．葬祭費について …… p.7
8．介護保険について …… p.7
9．福祉・福祉医療の手続きについて …… p.8
10．死亡した方に児童がいる場合・児童が死亡した場合 …… p.8
11．税の手続きについて …… p.9
12．住宅・土地・上下水道の手続きについて …… p.11
13．外国籍の方の手続きについて …… p.13
14．お問い合わせ窓口一覧 …… p.14
15．その他の主な手続き/チェックリスト …… p.15
16．ご遺族メモ …… p.20
17．よくある質問 …… p.23

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。
「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

おくやみ手続きナビ利用案内
WEBで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きの確認もできますので、ぜひご利用ください。
https://www.okuyaminavi.net/municipalities/10206

	確認事項（故人について）	チェック	該当ページ
住民票	故人を含め同世帯に15歳以上の方が3名以上でしたか?	□はい □いいえ	p.4
	印鑑登録証・マイナンバーカードをお持ちでしたか?	□はい □いいえ	p.5
	外国籍でしたか?	□はい □いいえ	p.13
年金	国民年金を受給又は、加入していましたか?	□はい □いいえ	p.6
健康保険	国民健康保険に加入していましたか?	□はい □いいえ	p.7
	75歳以上の方でしたか?	□はい □いいえ	
介護保険	65歳以上の方でしたか?	□はい □いいえ	
	40 ～ 64歳で要介護認定を受けていましたか?	□はい □いいえ	
福祉	障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちでしたか?	□はい □いいえ	p.8
医療福祉	福祉医療受給資格者証をお持ちでしたか?	□はい □いいえ	
子育て	児童手当を受けているご家庭でしたか?	□はい □いいえ	
	ひとり親家庭等医療証及び養育医療証をお持ちでしたか?	□はい □いいえ	
税金	市・県民税を納めていましたか?	□はい □いいえ	p.9
	固定資産をお持ちでしたか?	□はい □いいえ	
	オートバイ・自動車をお持ちでしたか?	□はい □いいえ	p.10
その他	市営住宅に入居していましたか?	□はい □いいえ	p.11
	故人の家は、今後空家になりますか?	□はい □いいえ	
	農地をお持ちでしたか?	□はい □いいえ	p.12
	会社員でしたか?	□はい □いいえ	p.15
	個人事業主でしたか?	□はい □いいえ	p.16

1.　死亡届について

◇死亡届

医師が作成した死亡診断書（死体検案書）の左側が、死亡届になっています。
届出期間や届出人等は次のように定められています。

◇届出期間　死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡したときは3か月以内）

◇届 出 人　・死亡者の法律上の親族
・死亡者の同居人
・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
・成年後見人・保佐人・補助人、任意後見人
（登記事項証明書または裁判書の謄本等の提出が必要です）

◇届 出 地　死亡者の本籍地、届出人の所在地、死亡地の市区町村役所・役場

◇必要な物　・死亡届（右側の死亡診断書に、医師の証明のあるもの）1通
※左側の死亡届に記入してから届出してください。
・印鑑（※押印は任意）
※死亡届の写しが必要な場合は、コピーしてから死亡届を提出してください。

◇火葬許可証

死亡届を受理した後に「火葬許可証」をお渡しします。火葬の予約をしてから、死亡届出をしてください。死亡届出の際に、予約した火葬の日時・時間・火葬場名等をお知らせください。

◇沼田市の火葬場：ぬまた聖苑　☎ 0278−23−7193

◇沼田市に死亡届を提出する場合

【平日（8:30～17:15）】
市民課（テラス沼田3階　柱番号03）・白沢地区コミュニティセンター・利根地区コミュニティセンター

【夜間及び閉庁日】
テラス沼田1階　ビル管理室

○夜間（17:15～8:30）は届出の預かりのみとなり、火葬許可証の交付はできません。
翌日の8:30以降に火葬場等へ確認後、火葬許可証を作成しますのでご了承ください。
○夜間及び閉庁日に届出をお預かりした場合は，翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

2.　戸籍について

死亡届出により、戸籍に死亡したことが記載されます。
戸籍に死亡の記載がされるまでに、おおよそ下記の日数がかかります。
・本籍地に届出をした場合・・・・・・・7日程度（土日祝日を除く）
・本籍地以外に届出をした場合・・・10日～14日程度（土日祝日を除く）
※大型連休や年末年始に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

3.　住民票について

死亡届出により、住民票に死亡したことが記載されます。
住民票に死亡の記載がされるまでに、おおよそ下記の日数がかかります。
・住民登録地に死亡届出をした場合・・・・・・・1日～ 2日程度（土日祝日を除く）
・住民登録地以外に死亡届出をした場合・・・7日～10日程度（土日祝日を除く）

◇世帯主の変更

世帯主が死亡し、同世帯に15歳以上の人が2人以上いる場合は、世帯主の変更が必要です。
・住民登録地に死亡届出をした場合
開庁日に届出した場合・・・死亡届出の時に確認し、変更します
閉庁日に届出した場合・・・翌開庁日に電話にて確認し、変更します
・住民登録地以外に死亡届出をした場合
死亡者の住民登録地の市区町村役場での手続きとなります。

ここまでの受付窓口・問い合わせ先

市役所代表　☎ 0278−23−2111
市民課（テラス沼田3階 柱番号03）
◇戸籍について・・・・管理戸籍係　内線3008
◇住民票について・・・市民窓口係　内線3003
白沢地区コミュニティセンター　内線7848
利根地区コミュニティセンター　内線7916

4.　印鑑登録について

死亡届出により、印鑑登録は抹消されます。故人の印鑑登録証はご遺族で処分していただくか、下記へ返却してください。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表　☎ 0278−23−2111
市民課 市民窓口係（テラス沼田3階 柱番号03）　内線3003
白沢地区コミュニティセンター　内線7848
利根地区コミュニティセンター　内線7916

5.　マイナンバーカード・通知カードについて

故人のマイナンバーカード（顔写真入りのもの）は、諸手続が済むまではご遺族の方が保管してください。諸手続終了後は、ご遺族で処分していただくか、下記へ返却してください。住民基本台帳カードも同様です。故人の通知カード（紙製のもの）は、市役所に返納する必要はありません。相続などの手続きで、故人のマイナンバーが必要になる場合があります。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表　☎ 0278−23−2111
市民課 管理戸籍係（テラス沼田3階 柱番号03）　内線3008
白沢地区コミュニティセンター　内線7848
利根地区コミュニティセンター　内線7916

6.　年金の手続きについて

死亡した方の加入していた年金制度や年齢などによって、手続先が異なります。国民年金・厚生年金に加入（受給）されていた方が死亡したときは、渋川年金事務所へお問い合わせください。共済組合などに加入（受給）されていた場合は、各共済組合へお問い合わせください。

問い合わせ先

◇国民年金・厚生年金の方
・渋川年金事務所　☎ 0279−22−1614
住所：渋川市石原143−7
・国保年金課 医療年金係（テラス沼田3階 柱番号03）
市役所代表　☎ 0278−23−2111　内線3133

◇共済年金の方
各共済組合にお問い合わせください

◇農業者年金の方
利根沼田農業協同組合　各支店にお問い合わせください
沼田支店　☎ 0278−23−5145

◇恩給の方
総務省恩給相談室　☎ 03−5273−1400

MEMO

7.　葬祭費について

「沼田市の国民健康保険に加入されていた方」または「後期高齢者医療保険に加入されていた方」が死亡した場合は、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。

◇申請に必要なもの

1. 死亡した方の保険証（既に返還・紛失された場合は不要です）
2. 葬儀を行った方の印鑑（朱肉を使うもの）
3. 葬儀を行った方の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
4. 葬儀を行ったことが確認できるもの（葬儀の領収書、会葬礼状等）

※「職場等の保険に加入していた方」が死亡した場合は、職場等（加入している健康保険組合等）にお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表　☎ 0278−23−2111

◇国民健康保険に加入していた場合
国保年金課 国保係（テラス沼田3階 柱番号03）　内線3132

◇後期高齢者医療保険に加入していた場合
国保年金課 医療年金係（テラス沼田3階 柱番号03）　内線3132

8.　介護保険について

沼田市の介護保険の被保険者（65歳以上の方）、要介護認定・要支援認定を受けていた40歳以上の方が死亡したときは、介護保険被保険者証等を返却してください。既に返還、紛失等された場合は不要です。また、介護保険料の精算の手続き等で後日通知が送られる場合があります。介護保険被保険者証の住所にどなたもお住まいでない場合は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表　☎ 0278−23−2111
介護高齢課 介護保険係（テラス沼田3階 柱番号04）　内線3148

9.　福祉・福祉医療の手続きについて

◇身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳について

上記の手帳をお持ちの方が死亡したときは、手帳の返還手続きが必要です。手帳をお持ちいただき、下記の受付窓口にお越しください。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表　☎ 0278−23−2111
社会福祉課 障害福祉係（テラス沼田3階 柱番号05）　内線3107

◇福祉医療受給資格者証について

福祉医療受給資格者の方が死亡したときは、資格喪失届が必要です。受給者証をお持ちいただき、下記の受付窓口にお越しください。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表　☎ 0278−23−2111
国保年金課 医療年金係（テラス沼田3階 柱番号03）　内線3133

10.　死亡した方に児童がいる場合・児童が死亡した場合

◇児童手当・児童扶養手当・医療費の助成

児童手当等を受けている方および児童が死亡したときは、手続きが必要になりますので、下記へお問い合わせください。
また、18歳以下のお子様を養育されている方（父又は母等）が死亡したときは、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合がありますので、下記へお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表　☎ 0278−23−2111

◇児童手当等について
子ども課 子育て支援係（テラス沼田3階 柱番号06）　内線3123

◇医療費の助成について
国保年金課 医療年金係（テラス沼田3階 柱番号03）　内線3133

11.　税の手続きについて

◇市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在です。そのため、1月2日以降に死亡した方で、その年の住民税が残っている場合や、前年中に一定額以上の所得があり課税される場合は、相続人に納税義務が継承されます。
また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税の問い合わせ先

市役所代表　☎ 0278−23−2111
税務課 市民税係（テラス沼田3階 柱番号12）　内線3011

所得税・相続税の問い合わせ先

沼田税務署 東原新町1910番地2　☎ 0278−22−2131

◇固定資産税・都市計画税

固定資産税の納税義務者が死亡した場合は、相続人の中から納税通知書を受領等していただく代表者を決めていただく手続きなどが必要です。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表　☎ 0278−23−2111
税務課 資産税係（テラス沼田3階 柱番号12）　内線3014

◇軽自動車税・自動車税

オートバイ・軽自動車・自動車等を所有されている方が死亡した場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。種別によって手続きや受付窓口が異なります。
詳しいことは、下記へお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先

※種別によって問い合わせ先が異なります。

◇原付（125cc以下）・小型特殊自動車・ミニカーの場合
税務課 市民税係（テラス沼田3階 柱番号12）
市役所代表　☎ 0278−23−2111　内線3013

◇125ccを超えるオートバイ・自動車の場合
関東運輸局 群馬運輸支局　☎ 050−5540−2021（自動車ヘルプデスク）

◇三輪・四輪の軽自動車の場合
軽自動車検査協会 群馬事務所　☎ 050−3816−3109（コールセンター）

◇市税の口座振替

口座名義人が死亡した場合は、翌月から口座振替ができなくなります。引き続き口座振替を希望する場合は、金融機関にて口座変更等の手続きが必要です。
詳しいことは、下記へお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先

市役所代表　☎ 0278−23−2111
税務課 納税係（テラス沼田3階 柱番号12）　内線3032

12.　住宅･土地･上下水道の手続きについて

◇市営住宅入居者が死亡したとき

名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。
手続きの詳細については、下記へお問い合わせください。
※どなたが死亡したかにより、手続きが異なります。

(1)入居名義人が死亡し、同居されている方がいる場合
　名義を引き継ぐ手続き(入居承継申請)※
　※入居承継申請については、承継できない場合があります。
　　承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

(2)入居名義人が死亡し、同居されている方がいない場合
　住宅を明渡す手続き

(3)入居名義人の方以外が死亡した場合
　異動の手続き

受付窓口･問い合わせ先

市役所代表　☎ 0278-23-2111
建築住宅課 営繕住宅係（テラス沼田4階 北側 柱番号13）　内線4113

◇住宅(空き家)に関する相談

故人が1人暮らしだった場合、故人の家屋は空き家となってしまいます。
空家の適正管理や処分等については、下記へお問い合わせください。

受付窓口･問い合わせ先

市役所代表　☎ 0278-23-2111
建築住宅課 営繕住宅係（テラス沼田4階 北側 柱番号13）　内線4111

◇土地･家屋の相続登記

故人名義の土地や家屋がある場合は、法務局にて相続登記の手続きが必要です。
詳しいことは、下記へお問い合わせください。

受付窓口･問い合わせ先

前橋地方法務局 沼田支局　☎ 0278-22-2518

◇農地の相続

故人名義の農地をお持ちの方は、手続きが必要です。
詳しいことは、下記へお問い合わせください。

受付窓口･問い合わせ先

市役所代表　☎ 0278-23-2111
農業委員会事務局 農地係（テラス沼田5階 北側 柱番号16）　内線5019

◇沼田市上下水道

使用者(沼田市水道料金、下水道･農業集落排水施設使用料納付書の名義人)が死亡したときは、使用者や所有者変更および支払い方法の変更が必要です。
水道の開閉栓の手続きなども必要ですので、必ず下記へ電話でご連絡ください。
また、簡易水道組合が管理している水道料金等については、各地区の簡易水道組合へご連絡ください。

受付窓口･問い合わせ先

上下水道経営課 水道料金･開閉栓担当委託業者
☎ 0278-24-8811(直通)
(テラス沼田4階 北側 柱番号13 料金窓口)

13.　外国籍の方の手続きについて

◇外国籍の方が死亡したとき

在留カード等を所持する外国人の方が死亡したときは、死亡の日から14日以内に、中長期在留カード又は特別永住者証明書（外国人登録証明書）を返納していただく必要があります。

・返納手続きをする人：中期在留者又は特別永住者の親族又は同居人

◇死亡した方の配偶者やご家族が外国籍の場合

死亡した方の配偶者やご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に届出が必要な場合があります。

詳しいことは、下記へお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先

◇東京出入国在留管理局 高崎出張所

☎ 027−328−1154

住所　高崎市高松町26−5 高崎法務総合庁舎1階

◇外国人在留総合インフォメーションセンター

☎ 0570−013904

MEMO

14.　お問い合わせ窓口一覧（詳しくは、掲載ページをご覧ください）

	お問い合わせ内容		担当課など	窓口
p.3	死亡届について		市民課	テラス沼田3階　柱番号03
p.4	戸籍について		市民課	テラス沼田3階　柱番号03
p.4	住民票について		市民課	テラス沼田3階　柱番号03
p.5	印鑑登録（印鑑登録証）について		市民課	テラス沼田3階　柱番号03
p.5	マイナンバーカードについて		市民課	テラス沼田3階　柱番号03
p.6	年金の手続きについて		国保年金課	テラス沼田3階　柱番号03
			渋川年金事務所	0279−22−1614
p.7	葬祭費について		国保年金課	テラス沼田3階　柱番号03
p.7	介護保険について		介護高齢課	テラス沼田3階　柱番号04
p.8	福祉の手続きについて		社会福祉課	テラス沼田3階　柱番号05
p.8	福祉医療の手続きについて		国保年金課	テラス沼田3階　柱番号03
p.8	児童に関する手続きについて		子ども課	テラス沼田3階　柱番号06
p.9	住民税の手続きについて		税務課	テラス沼田3階　柱番号12
p.9	所得税、相続税について		沼田税務署	0278−22−2131
p.9	固定資産税・都市計画税について		税務課	テラス沼田3階　柱番号12
p.10	軽自動車税自動車税について	原付（125cc以下）・小型特殊自動車・ミニカー	税務課	テラス沼田3階　柱番号12
		125ccを超えるオートバイ・自動車	関東運輸局群馬運輸支局	050−5540−2021（自動車ヘルプデスク）
		三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会群馬事務所	050−3816−3109（コールセンター）
p.10	市税の口座振替について		税務課	テラス沼田3階　柱番号12
p.11	市営住宅関係の手続きについて		建築住宅課	テラス沼田4階　柱番号13
p.11	空家の相談について		建築住宅課	テラス沼田4階　柱番号13
p.12	土地・家屋の相続手続きについて		前橋地方法務局沼田支局	0278−22−2518
p.12	農地の相続について		農業委員会	テラス沼田5階　柱番号16
p.12	水道・下水道の手続きについて		上下水道経営課	テラス沼田4階　柱番号13
p.13	外国籍の方、故人の配偶者やご家族が外国籍の方の手続きについて		東京出入国在留管理局　高崎出張所	027−328−1154
			外国人在留総合インフォメーションセンター	0570−013904

15.　その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 （身分証明書）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
医療保険の加入先の変更		故人の被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、新たに加入する保険者（国民健康保険等）へ届出が必要になります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	故人が加入していた保険者へ埋葬料の請求が可能です。（勤務先へお問い合わせください。）
遺族厚生年金の請求	5年以内	お近くの年金事務所に直接ご確認ください。 沼田市の場合は、渋川年金事務所です。 ℡0279−22−1614

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1か月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

MEMO

◇その他の相続に関する手続き/相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
☑	相続人の調査･確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。戸籍は故人の本籍地の市役所で取得できます。申請の際に「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要」とお伝えください。 ※戸籍に死亡の記載がされる日数については、P.4「2.戸籍について」をご確認ください。
☑	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☑	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☑	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☑	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
☑	相続放棄･限定承認	相続の開始を知ったときから3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☑	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☑	相続税の申告･納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
☑	運転免許証返納 （有効期限内のもの）	早めに	沼田交通安全協会 0278-23-0368	準備するもの等は 事前にご確認ください
☑	パスポート返納 （有効期限内のもの）		市区町村の旅券窓口 沼田市の場合は市民課	
☑	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	
☑	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
☑	水道料金の 名義変更・解約		上下水道経営課 水道料金・開閉栓担当 0278-24-8811	
☑	NHKの名義変更・解約		NHKふれあいセンター フリーダイヤル 0120-151515	
☑	携帯電話解約		各携帯電話会社	
☑	その他利用サービスの 名義変更・解約		新聞・定期購読物・ オンラインサービスなど 各契約会社	
☑	クレジットカードの解約		各クレジット会社	
☑	自動車・バイク等の廃車		市役所税務課 関東運輸局群馬運輸支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

※内容については変更になる場合があります。詳しいことは手続き窓口へお問い合わせください。

16. ご遺族メモ

◇家系図（3親等内の親族）

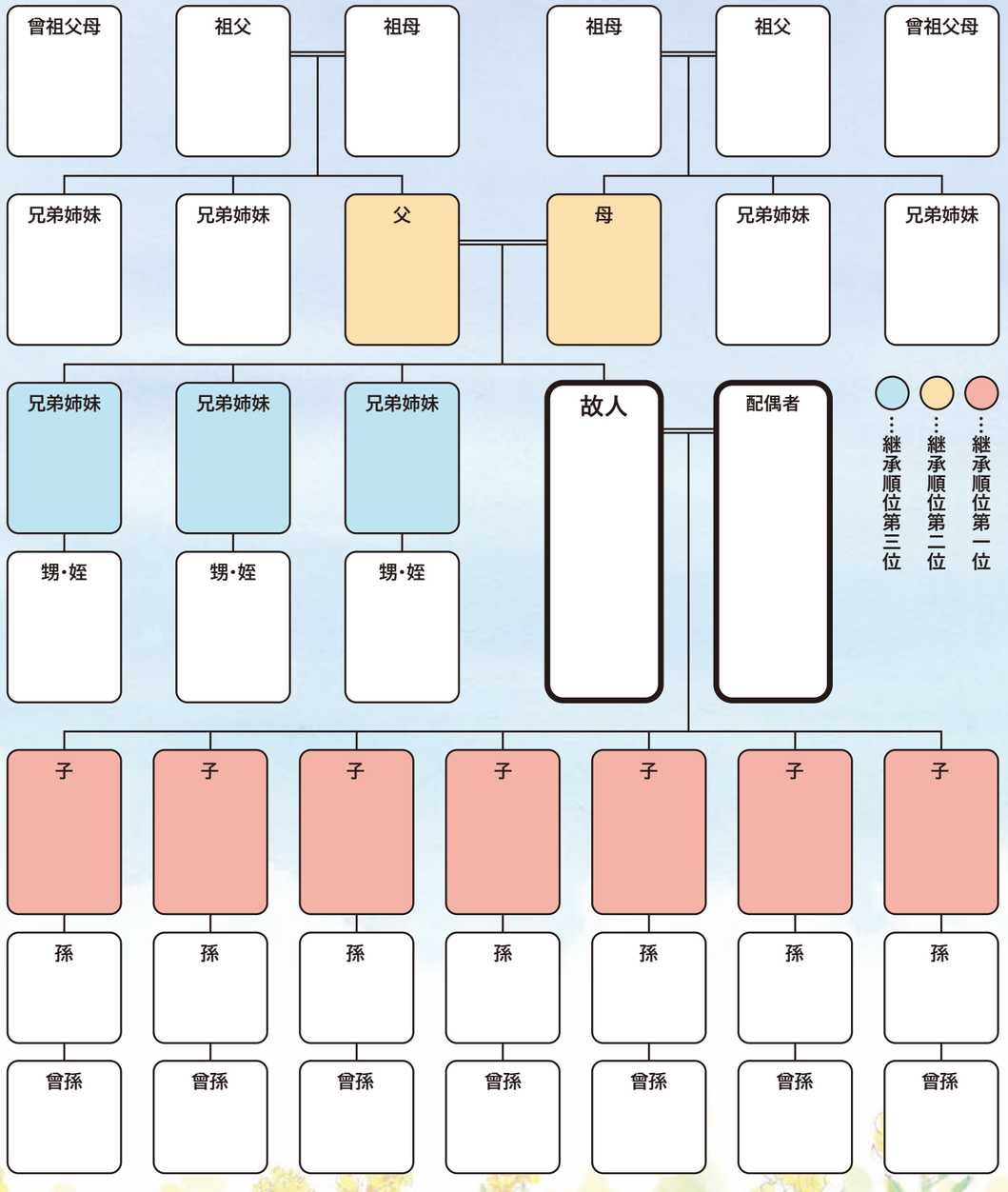

被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。
詳しくは法務局のHP（http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

◇故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

MEMO

17.　よくある質問

死亡届に伴い、特に質問の多い事項についてまとめました。お手続きの際の参考にしてください。

Q1.　火葬が終わった後、「死体火葬許可証（火葬執行済証明があるもの）」が渡されましたが、何に使うものですか?

回答）「死体火葬許可証（火葬執行済証明があるもの）」は墓地や納骨堂の管理者へ提出するもので、納骨する際に必要な書類です。納骨までに時間がかかる場合は、お骨と一緒に保管するなど大切に保管してください。

Q2.　「死亡証明書」というものはありますか?

回答）市区町村長が交付する証明書では、「死亡証明書」という名称のものはありません。
通常、死亡したことを証明するものは、次のものが考えられます。
①医師が証明した「死亡診断書」･･･医師が交付（死亡診断をした病院で請求）
②戸籍または除籍証明書･･･故人の本籍地の市区町村が交付
③除かれた住民票の写し･･･故人の住所地の市区町村が交付
提出先に確認していただき、必要な証明書を請求してください。

Q3.　死亡保険金の請求手続きに、「死亡届のコピー」が必要といわれました。市役所に提出した死亡届のコピーをもらえますか?

回答）戸籍の届書は、戸籍法により原則非公開となっているため、提出された死亡届のコピーをすることはできません。ただし、法令によって届書の記載事項証明書の提出を義務づけている場合は、「利害関係人」からの請求により交付が可能な場合があります。
◎郵便局簡易保険（死亡保険金100万円を超えるもの）の請求については、「利害関係人」からの請求により「届書の記載事項証明書」の交付が可能です。
◎市役所へ提出する前の死亡届は、コピーすることができます。

Q4.　父の死亡したことが記載されている戸籍の証明が必要になりましたが、父の本籍地がわかりません。どうしたらわかりますか?

回答）故人の死亡時の本籍地は、次のような書類等で確認できます。
◎火葬許可証（納骨の際に必要になる書類）の本籍欄
（閉庁日に届出をした場合は、正確な本籍が記載されていない場合があります）
◎故人の除かれた住民票の写し（本籍を記載したもの）
◎故人の古い運転免許証（ICチップ無）の本籍欄（現在の免許証には本籍欄がありません）
◎故人の子が婚姻している場合、子の現在戸籍の「従前戸籍」
◎故人の子が未婚の場合は、父と子の本籍は同じ

Q5.　相続手続きのため、死亡した父と私が親子であるという証明が必要といわれました。何を請求すればいいですか?

回答）親子関係の証明の場合、あなたの現在戸籍の証明を本籍地へ請求してください。あなたの戸籍に「父の氏名」と「続柄」が記載されていますので、親子の証明になります。
あなたが未婚の場合は、故人のお父様と同じ戸籍となります。
あなたが婚姻している場合は、故人のお父様と別戸籍になりますので、お父様と同じ戸籍にいるものが必要な場合は、婚姻前の戸籍の証明を請求してください。
提出先の求めているものが何かを確認してから、請求してください。

Q6.　相続の手続きに、故人の「出生から死亡までの戸籍」が必要といわれました。どのように請求すればいいですか?

回答）故人の死亡時の戸籍からさかのぼって戸籍を請求すると、揃えることができます。
一般的な手順は次のとおりです。
①　故人の「死亡時の本籍」を確認する。（不明の場合は、Q4をご覧ください）
②　①で判明した故人の本籍地の市区町村に、戸籍の証明書を請求する。
本籍地の市区町村窓口で請求するか、郵送で請求することもできます。
郵送用の請求書は、市のホームページからダウンロードできます。
（市民課窓口でもお渡しできます）
③　取得した故人の戸籍の内容を確認し、その前の戸籍を特定する。
出生時の戸籍まで、②③を繰り返す。

※本籍地が沼田市の場合は、市民課窓口で「出生から死亡までの戸籍が必要」である旨をお伝えください。
【請求できる人】故人の配偶者･直系親族（父母･子･祖父母･孫など）
【請求に必要なもの】
･窓口に来る人の本人確認書類（運転免許証･マイナンバーカードなど）
･故人との関係がわかる戸籍（本籍が沼田市の場合は不要）
･今まで揃えた戸籍がある場合は、証明書の一式
･手数料（1セット3,000円程度）
戸籍は、法改正により改製されています。沼田市では昭和34年前後と平成13年（旧白沢村は平成10年）に法改正に伴う改製を行っているため、最低でも2通以上の戸籍に故人の記載があると思われます。除籍･改製原戸籍は1通750円です。
※ご不明な点は、市民課窓口にお問い合わせください。

令和6年3月1日から広域交付（本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書、除籍証明書を請求できる）が始まりました。
詳しくは、お住まいの市区町村に確認してください。

広告

広告掲載に関するお問合せ　☎03－6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

広告掲載に関するお問合せ　☎03－6866-0885（株式会社鎌倉新書）